

行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視 結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要

- 【調査の実施時期等】 実施時期：平成15年8月～16年12月
調査対象機関：内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
- 【勧告日及び勧告先】 平成16年12月14日、内閣府等15府省に対し勧告
- 【回答年月日】 平成18年3月24日～平成18年6月20日
- | | | | | | |
|-------|------------|---------|------------|--------------|------------|
| 内閣府 | 平成18年5月22日 | 公正取引委員会 | 平成18年3月29日 | 国家公安委員会(警察庁) | 平成18年3月31日 |
| 防衛庁 | 平成18年3月30日 | 金融庁 | 平成18年5月30日 | 総務省 | 平成18年3月31日 |
| 法務省 | 平成18年3月27日 | 外務省 | 平成18年3月24日 | 財務省 | 平成18年4月17日 |
| 文部科学省 | 平成18年3月31日 | 厚生労働省 | 平成18年4月6日 | 農林水産省 | 平成18年3月31日 |
| 経済産業省 | 平成18年4月27日 | 国土交通省 | 平成18年6月20日 | 環境省 | 平成18年3月29日 |
- 【その後の改善措置状況】 平成20年1月31日～平成20年2月25日
- | | | | | | |
|-------|------------|---------|------------|--------------|------------|
| 内閣府 | 平成20年2月12日 | 公正取引委員会 | 平成20年2月1日 | 国家公安委員会(警察庁) | 平成20年2月15日 |
| 金融庁 | 平成20年2月15日 | 総務省 | 平成20年1月31日 | 法務省 | 平成20年2月5日 |
| 外務省 | 平成20年2月15日 | 財務省 | 平成20年2月13日 | 文部科学省 | 平成20年2月15日 |
| 厚生労働省 | 平成20年2月15日 | 農林水産省 | 平成20年2月14日 | 経済産業省 | 平成20年2月6日 |
| 国土交通省 | 平成20年2月15日 | 環境省 | 平成20年2月25日 | 防衛省 | 平成20年2月8日 |
- 【調査の背景事情等】
- 行政手続法に関しては、累次の閣議決定において、同法の遵守や周知徹底等が求められており、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）では、「行政手続法を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する。また、引き続き国民・事業者に行政手続法の周知を図り、その活用を促す。あわせて、規制プロセスの予測可能性及び透明性の向上に資する観点から、許認可等のうち、いまだ標準処理期間の定めのないものについてその設定に努めるとともに、いまだ審査基準のないものについては早急に設定することとする」とされている。
 - しかし、国の行政機関の審査基準等の設定率は、第1回の調査（平成7年3月末現在）以降、低下の傾向。また、経済団体が平成13年11月に実施したアンケート調査結果では、行政手続法に関する官民双方における周知徹底、審査基準のより一層の具体化等が課題
 - 本調査は、このような状況を踏まえ、行政運営における一層の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、国及び地方公共団体における行政手続法の施行及び運用状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>審査基準等の設定、具体化等の余地があると指摘している事例について、関係府省は、速やかに見直しを行い、改善のための措置を講ずること。(国家公安委員会、防衛庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>また、地方公共団体に係る事例については、各法令を所管する関係府省は、地方公共団体において改善が図られるよう、必要な助言等の措置を講ずること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の設定が可能であるとみられるにもかかわらず、設定に向けての見直しが行われておらず、審査基準等が未設定のままとなっている例あり。 ○ 審査基準の具体化や標準処理期間の短縮化などが可能とみられるにもかかわらず、的確な見直しが行われておらず、審査に当たっての判断基準や処分の時期の見通しが申請者等に不明確となっている例あり。 	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒：「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況</p> <p>《措置状況》 〔対象処分全体の概況〕</p> <p>→ 勧告した12府省の計71処分のうち、審査基準等の設定、具体化等につき、審査基準を明確にして公表したもの、標準処理期間を短縮したもの等改善措置が執られたものが44処分(62%)、改善措置を執ることが具体的に予定されているものが20処分(28%)、改善措置を執ることにつき検討中のものなどが7処分(10%)</p> <p>⇒ 勧告した12府省の計70処分(廃止された1処分を除く。)のうち、審査基準等の設定、具体化等につき、審査基準を明確にして公表したもの、標準処理期間を短縮したもの等改善措置が執られたものが68処分(98%)、改善措置を執ることが具体的に予定されているものが1処分(1%)、改善措置を執ることにつき検討中のものが1処分(1%)</p> <p>(個別に指摘した処分に係る改善事例) 自らの審査基準として明確にした事例：電波法（無線従事者の免許）（総務省）</p> <p>→ 審査基準等の総点検の実施に合わせ、平成17年10月6日付けで『行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』に基づく改善措置について（事務連絡）を発出し、注意喚起を行ったところであり、現在、関係部局において必要な手続を進めている。</p> <p>⇒ 平成18年4月21日付けで『行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』に係る対応について（事務連絡）により、各総合通信局等において、審査基準等を設定するよう指示した。これを受けて、各総合通信局においては、審査基準をバインダー等に整理した上で表紙を付けるなどし、自らの審査基準であることを明確にした。</p> <p>(個別に指摘した処分に係る改善事例) 標準処理期間を短縮した事例：絶滅のおそれのある野生動物の種の保</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>本府省及び地方支分部局の推進部局※を明確にした上で、推進部局を中心として、所掌する処分について、審査基準等の設定、具体化等を推進するため、定期的に総点検を実施するなど不断の見直しを行い、その成果を公表する仕組みを設けること。(各府省)</p> <p>推進部局による取組状況を把握した上で、審査基準等の見直しの実施方法や観点を示すなど必要な措置を講ずること。(総務省行政管理局)</p> <p>※ 各行政機関において、行政手続法の施行及び運用を中心となって推進することを担当する部局</p> <p>(説明)</p>	<p>存に関する法律（国際希少野生動物種の登録）（環境省）</p> <p>→ 標準処理期間が実態とかい離していると指摘を受けた事例について、平成18年中に標準処理期間を再設定するべく検討を開始</p> <p>⇒ 標準処理期間を2週間から1週間に短縮</p> <p>(個別に指摘した処分に係る改善事例)</p> <p>地方公共団体に対し助言等の措置を講じた事例：土地収用法（障害物の伐採等の許可）（国土交通省）</p> <p>→ 「行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について」（平成6年9月28日付け建設省経収第191号通知）を通知しているところであるが、今後とも勧告の趣旨を踏まえ、その徹底が図られるよう、事務連絡等により改めて周知徹底を図る。</p> <p>⇒ 平成17年7月15日付け事務連絡にて各都道府県に対し、土地収用法第14条第1項の規定による障害物の伐採及び土地の試掘等に関する都道府県知事の許可について、審査基準及び標準処理期間の設定の有無について確認し、審査基準又は標準処理期間を設定していない14府県に対し、平成18年5月17日付け事務連絡にてその設定について改めて通知</p> <p>《措置状況》</p> <p>[各府省全体の概況]</p> <p>→ 15府省すべてが、推進部局（主に官房総務課）を明確化</p> <p>→ 15府省のうち、推進部局を中心として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総点検を実施済みのところが6府省 ・ 総点検を指示するなど実施を予定しているところが8府省 ・ 総点検を実施することにつき検討中のところが1府省 <p>⇒ 15府省すべてが、推進部局を中心として、総点検を実施済みうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準等の設定、具体化等につながったものが5府省 ・ 設定又は具体化等が困難な審査基準等について、その理由を整理し、申請者等に開示できるようにしたところが5府省 <p>→ 総点検を実施済みの6府省のうち、点検の成果を公表済みのところ</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 行政手続法に基づく審査基準等の設定・具体化等については、各府省による取組が不十分</p>	<p>が2府省 ⇒ 点検の成果を公表済みのところが5府省</p> <p>(府省の改善事例：法務省) → 定期的に総点検を実施するなど不断の見直しを行い、その成果を公表する仕組みを設けるなどし、行政手続法のより適切な運用に努める。 総点検については、平成18年6月ころから8月ころに実施し、点検結果については、取りまとめ次第ホームページにおいて公表する予定 ⇒ 平成17年12月26日付け「行政手続法に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進について(依命通知)」により、「今後、その実施状況については、別途通知するところにより適時報告を求めて総点検を実施し、その取りまとめ結果を当省ホームページにおいて公表する予定である旨」を関係各局に周知し、公表する仕組みを設けた。 総点検については、平成18年6月に実施し、同年10月にホームページにおいて結果を公表</p> <p>[総務省行政管理局の改善措置] → 平成17年1月14日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、各府省に対し、勧告の趣旨を周知するとともに、これを踏まえた行政手続法の的確な運用の徹底を要請 その際に事務連絡(「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえた実態の把握について(依頼))を发出し、各府省の推進部局の設置、取組状況についての報告を依頼 各府省からの報告を踏まえ、平成17年5月13日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、今後、広報等の際に推進部局のリストの提示を行うなど積極的な情報提示を行うこととした。 ⇒ 「行政手続法普及啓発用ブックレット(改訂版)(処分、不利益処分、行政指導、届出、意見公募手続等編)」(以下「行政手続法普及啓発用ブックレット(改訂版)」という。)に各府省の推進部局を掲載し、個別の審査基準等について、国民が各府省に容易に照会を行えるようにした。 また、平成18年5月に公表した「行政手続法の施行状況に関する調</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>査」(平成17年3月31日現在)において、審査基準が未設定となっている処分が1,290種類あることなど、明らかとなった結果を各府省あて通知し、審査基準を早急に設定するとともに、標準処理期間及び処分基準の設定についても、その設定に努めるよう依頼した。</p> <p>今後とも、審査基準等の見直しの実施方法や観点を示すなど必要に応じて措置を講じていくこととしている。</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>2 審査基準等の公表の推進 (勧告要旨)</p> <p>行政手続法の施行状況調査の調査項目に、個々の審査基準等が公にされているかの状況等を加えること。(総務省行政管理局)</p> <p>審査基準等を公にする方法について、申請者等の求めに応じ提示するとの対応にとどまらず、インターネット・ホームページへの掲載等による適切な公表を推進すること。(総務省行政管理局、各府省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 審査基準等が公にされている場合であっても、インターネット・ホームページへの掲載等、審査基準等を、事業者等が容易に把握できるようにするための取組が低調</p>	<p>《措置状況》</p> <p>[総務省行政管理局の改善措置]</p> <p>→ 行政手続法の施行状況調査の調査項目を見直し、審査基準等を公にしているか否か及び公にしている場合の方法等を調査項目に追加</p> <p>平成17年1月14日に各府省行政手続法担当者会議を開催し、同会議において、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載を要請するとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)への具体的な公表方法を説明し、その活用を督促</p> <p>また、同日付けの局長通知(「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」への対応について(依頼))により、各府省に対し、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載を要請</p> <p>⇒ 本行政評価・監視結果(審査基準等を公にする方法の調査結果は平成15年7月31日現在)と平成18年5月に公表された「行政手続法の施行及び運用状況に関する調査結果」(平成17年3月31日現在)とを比較すると、国の行政機関におけるホームページ掲載率は審査基準で16.2%から45.4%に(29.2ポイント)、標準処理期間で14.1%から45.4%に(31.3ポイント)、処分基準で11.3%から41.3%に(30.0ポイント)上昇</p> <p>今後とも、インターネット・ホームページへの掲載等による適切な公表が図られるよう、必要に応じて措置を講じていくこととしている。</p> <p>[各府省全体の概況]</p> <p>→ 15府省すべてが、審査基準等をインターネット・ホームページへ掲載することを関係部局に周知するなどにより、ホームページへの掲載を推進</p> <p>⇒ 15府省すべてが、引き続き、審査基準等のインターネット・ホームページへの掲載を推進</p> <p>(府省の改善事例：内閣府)</p> <p>→ 各部局は、具体的審査基準の公表等がなされる際には、ホームページの掲載等適切に公表するよう努める。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>審査基準等について公にする余地があると指摘している事例について、関係府省は、速やかに改善のための措置を講ずること。(総務省、厚生労働省)</p> <p>また、地方公共団体に係る事例について、法令所管庁は、地方公共団体に対し、改善に必要な助言等の措置を講ずること。(国土交通省、環境省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 個々の審査基準等を公にしておくことについて、改善を要するものあり。</p>	<p>⇒ 平成19年6月に施行された消費者契約法の一部を改正する法律(平成18年法律第56号)により導入された消費者団体訴訟制度における適格消費者団体認定に係る審査基準について、内閣府ホームページにおいて公表</p> <p>《措置状況》 [対象処分全体の概況] → 勧告した4府省の7処分のうち、処分権限を有する行政庁である地方公共団体等に対する助言等の改善措置が執られたものが6処分(86%)、改善措置を執ることが予定されているものが1処分(14%) ⇒ 改善措置を執ることが予定されていた1処分については、処分権限を有する行政庁である地方公共団体等に対する会議等の場において助言等が行われた。 既に、改善措置が執られている6処分についても、引き続き、助言等を行うなど必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>(個別に指摘した処分に係る改善事例) 地方公共団体に対し助言等の措置を講じた事例：公営住宅法(公営住宅の入居者の決定)(国土交通省) → 都道府県や市町村の公営住宅担当者会議等において、入居者決定の標準処理期間の設定に努めるとともに、公にするよう周知する予定 ⇒ 平成17年度以降の公営住宅管理研修会(毎年度、全国3会場で実施)において、入居者決定の標準処理期間の設定に努めるとともに、同期間を公にしていなかった場合には、公にするよう周知</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>3 行政指導の運用の適正化の推進 (勧告要旨)</p> <p>行政指導の明確化、任意性の確保及び書面交付の推進を図るため、行政指導に携わる職員に対し行政手続法の趣旨に配慮した行政指導が行われるよう指導すること。(各府省)</p> <p>各府省において行政手続法の趣旨を踏まえた行政指導が行われるよう、各府省における取組を促進すること。(総務省行政管理局)</p> <p>事業者等に対し行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容の周知に継続的に努めること。(総務省行政管理局、各府省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 行政機関の担当者が、行政指導を行政指導と認識せずに行っていた例や、行政機関の担当者が、行政指導が相手方の任意の協力によってのみ実現されるという行政手続法の趣旨に配慮した行政指導を行わず、事業者において、納得できないまま行政指導に従ったとする例あり。</p>	<p>《措置状況》</p> <p>[各府省全体の概況（職員に対する指導）]</p> <p>→ 15府省のうち、11府省は、行政指導の相手方である事業者等が行政指導への対応は任意のものであることを承知した上で適切な判断ができるよう配慮すること等、行政指導を適正に行うよう職員を指導。4府省が改善措置を執ることを予定</p> <p>⇒ 15府省すべてにおいて、行政指導の相手方である事業者等が行政指導への対応は任意のものであることを承知した上で適切な判断ができるよう配慮すること等、行政指導を適正に行うよう、行政手続法普及啓発用ブックレット（改訂版）の配布や研修の実施などにより職員を指導</p> <p>[総務省行政管理局の改善措置]</p> <p>→ 各府省行政手続法担当者会議（平成17年1月14日開催）において、各府省に対し、行政手続法の趣旨を踏まえた行政指導が行われるよう要請。また、行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容について事業者等に情報提供を行うよう要請し、事業者等に対する説明会等への講師派遣にも積極的に対応する旨を説明</p> <p>各府省行政手続法担当者会議（平成17年5月13日開催）において、特に行政指導について適切な対応が重要である旨を説明</p> <p>⇒ 引き続き、各府省の開催した研修に職員を積極的に派遣し、行政指導についての適切な対応が重要である旨を説明</p> <p>平成18年4月1日からの意見公募手続等の施行に伴い、同手続等の説明を加えた行政手続法普及啓発用ブックレット（改訂版）を作成し、行政機関の相談窓口等に配布するとともに総務省のホームページに掲載</p> <p>また、Q&A形式を導入した行政手続法の周知・広報用DVDを作成し、行政機関の相談窓口等に配布</p> <p>さらに、事業者団体からの要請を受け、同団体の勉強会に講師を派遣し、行政手続法の周知・広報用DVDを用い、行政指導を中心に行政手続法について講義を行った。</p> <p>今後とも、行政指導の運用の適正化が図られるよう、必要に応じて</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>措置を講じていくこととしている。</p> <p>[各府省全体の概況（事業者等に対する周知）]</p> <p>→ 事業者等に対する行政指導に関する周知については、事業者説明会等を利用して継続的な周知を行うよう関係部局に指示することなどにより改善措置が執られたものが8府省。改善措置を検討中としているものが6府省</p> <p>⇒ 事業者等に対する行政指導に関する周知については、窓口や事業者等説明会の会場内に行政手続法普及啓発用ブックレット（改訂版）を備え付けることなどにより周知することなどにより改善措置が執られたものが13府省。改善措置を執ることを予定しているものが1府省</p> <p>(府省の改善事例：法務省)</p> <p>→ 事業者等や業界団体に対する説明会等において、行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容についての周知に継続的に努める。</p> <p>⇒ 事業者等や業界団体に対する説明会等において、総務省行政管理局が作成した行政手続法普及啓発用ブックレット（改訂版）を会場内に備え付けることにより周知を図った。</p> <p>また、総務省行政管理局が作成した行政手続法の周知・広報用DVDを省内に配付するなど、職員の意識向上を図るとともに、行政指導に係る行政手続法の趣旨・内容についての周知に努めた。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>4 行政手続法の一層の定着へ向けた取組の推進 (勧告要旨)</p> <p>行政手続法の具体的な活用事例を情報提供するなど、事業者等に対する行政手続法の効果的な周知に努めること、行政手続法に関する質問・回答等を簡易に行えるものとする。こと。(総務省行政管理局)</p> <p>行政手続法の適正な運用を整理し、各行政機関職員及び事業者等に対し、行政手続法の周知に努めること。(各府省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 行政機関における許認可等関係職員に対する行政手続法に関する研修の実施が低調であり、また、近年、各府省は、事業者等に対し、行政手続法に関する特段の周知活動を実施せず。</p>	<p>《措置状況》</p> <p>[総務省行政管理局の改善措置]</p> <p>→ 行政手続法の趣旨・内容の効果的な周知のため、普及啓発用ブックレットを作成し、行政機関、経済団体等に配布。総務省ホームページに、行政手続法に関するよくある質問とそれに対する回答を整理して掲載するなどの見直しを実施</p> <p>⇒ 意見公募手続等の施行に伴い、行政手続法普及啓発用ブックレット(改訂版)及び「意見公募手続等普及啓発用パンフレット」を作成。行政機関の相談窓口等に配布し、総務省のホームページに掲載</p> <p>Q&Aを導入した行政手続法の周知・広報用DVDを作成し、行政機関の相談窓口等に配布。「行政手続法Q&A」のホームページに、意見公募手続等に関する質問とそれに対する回答を追加</p> <p>[各府省全体の概況]</p> <p>→ 15府省のうち、14府省が行政機関職員に対する周知を実施。1府省が職員に対する周知方策を検討中</p> <p>⇒ 15府省すべてが、行政機関職員に対する周知を実施</p> <p>→ 15府省のうち、金融庁は、事業者等との意見交換会の開催などにより事業者等に対する周知を実施。他の14府省は、総務省行政管理局と連携するなどして事業者等に対する周知を実施することにつき検討中又は随時必要に応じて実施するよう措置</p> <p>⇒ 15府省すべてが、事業者等との意見交換会や行政手続法普及啓発用ブックレット(改訂版)を配布することなどにより周知を実施</p> <p>(府省の改善事例：財務省)</p> <p>→ 引き続き、研修等の実施による職員や事業者への継続的な周知に努めることにより、行政手続法の一層の定着へ向けた取組の推進を図っていくこととしている。</p> <p>⇒ 職員に対する「基礎研修」等において、行政手続法の継続的な周知に努めるとともに、事業者向けに、総務省行政管理局が作成した行政手続法普及啓発用ブックレット(改訂版)を本省、地方支分部局の窓口等に備え付け周知等を行っている。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>5 パブリック・コメント手続の見直し (勧告要旨)</p> <p>パブリック・コメント手続※について、その実施の徹底を図るとともに、実施した結果の公表を確実に行うこと。(金融庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>パブリック・コメント手続の法制化に当たっては、意見・情報の募集期間や意見・情報の募集を行った結果の公表の在り方を含め検討すること。(総務省行政管理局)</p> <p>※ パブリック・コメント手続は、「規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続」(「規制の制定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定))。「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)では、「行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う」とされていたところ。</p> <p>(説明)</p> <p>○ パブリック・コメント手続※を経ずに審査基準等を策定している例や、意見・情報が国民等から提出されたにもかかわらず、その意見等を公表していない例あり。</p>	<p>《措置状況》</p> <p>[各府省全体の概況]</p> <p>→ 6府省すべてが関係部局に対し、意見公募手続の実施の徹底及び実施した結果の公表を確実に行うことを周知するなど、いずれも意見公募手続を改善</p> <p>⇒ 6府省すべてが、引き続き、意見公募手続の実施及び実施した結果の公表を確実に行うことを徹底</p> <p>(府省の改善事例：文部科学省)</p> <p>→ 意見提出期間の設定、結果の公表等についてその適切な実施を確保するため、運用の改善方策について検討中。意見公募手続の法制化の状況を踏まえつつ、速やかに適切な措置を講ずる予定</p> <p>⇒ 平成18年4月に、省内の全局課を対象として、意見公募手続の法制化についての研修を実施</p> <p>意見公募手続に係る省内統一様式の作成など、円滑な制度運用のための改善策を講じた。</p> <p>[総務省行政管理局の改善措置]</p> <p>→ 政省令等の命令等を定める機関に意見公募手続の実施を義務付けること等を内容とする改正行政手続法が平成17年6月29日に公布(平成17年法律第73号)され、18年4月1日から施行</p>